

# 伊豆北条氏と「牧の方」再論

野口 実

はじめに

この二十年ほどの間、私は、本紀要に、それまでの武士論研究の成果を踏まえて伊豆北条氏および北条時政をテーマとする三本の論文を寄稿し、昨年（二〇二二年）はその集大成として『北条時政 頼朝の妻の父、近日の珍物か』（ミネルヴァ日本評伝選、以下『北条時政』）を刊行した。これをもって、北条時政を上部権力とは隔絶した一小土豪とみたり、その妻である「牧の方」を池禅尼の姪とする理解を否定する論は克服できたものと考えていた。

これに対して高橋秀樹氏は、伊豆北条氏はやはり一小土豪であり、牧の方の父宗親は池禅尼の兄弟と同名異人に過ぎないと論じ、私見および、その前提とした先学諸氏の研究成果を真つ向から否定すると共に、「これまでの武士研究は、武士をも含み込んでいる中世貴族社会の位階・官職・家格などの身分に関する規範や家族・親族関係の実態についての知識を欠いたまま進められてきた。中世の人々の社会基盤を理解していない研究は砂上の楼閣になりかねない」という警告を加えられた。<sup>②</sup>

しかし、私の伊豆北条氏・北条時政に関する所論は、まさにその高橋氏と同じ危機感から進めたものであり、伊豆北条氏を単なる一小土豪とみなす誤りや、牧の方の中央権力との関係が見過こされていたことを指摘したものである。

伊豆北条氏を一小土豪とする見方は、戦後歴史学（階級闘争史・社会経済史）の所産である「在地領主制論」に基づく理解であり、在地支配の在り方に関心が向けられる一方、「上部構造」との関わりは問題とされることが少ないものであった。<sup>③</sup>それが一九七〇年代に登場した「武士職能論」によって相対化され、上部構造も視野に入れた形で地方武士へのアプローチが加えられるようになる中で、杉橋隆夫氏による北条時政・牧の方に対する所説が提示され、それを契機として新たな時政・牧の方像が、鎌倉幕府成立史を語る重要な要素として論じられるようになった。<sup>④</sup>

杉橋氏の研究には、時政を北条氏の庶流とする見方や時政と牧の方の婚姻時期など、疑問とされる点もみられたが、それらは徐々に克服され、<sup>⑤</sup>また、五味文彦氏が『春日権現験記絵』に登場する「大舍人允」を牧の方の父に比定して論ずるなど、<sup>⑥</sup>いくつかの補強材料も加えられて、この時代の研究者の共通理解を得られる段階に到達したのである。上記の拙稿も杉橋説を踏まえたものであるが、それは、杉橋氏がその所説の構築に依拠した森幸夫氏の『吉口伝』に関する論文や、牧の方に対する追究を深めた彦由三枝子氏をはじめ、その後に表示された佐々木紀一・浅見和彦・瀬谷貴之・池谷初恵氏ら国文学・美術史学・考古学のジャンルに及ぶ多くの方たちの研究に負っている。<sup>⑦</sup>したがって、高橋氏に対する反論を怠つては、杉橋氏のみならず、これらの先学に対しても非礼を及ぼすことになりかねない。

私としては、伊豆北条氏・時政・牧の方に関する研究成果は、『北条時政』で総仕上げしたものと考えており、

これさえ御精読頂ければ、高橋氏の示した疑問の多くはたやすく解消できると考えている。しかし、高橋氏は拙著については御高論の「付記」で簡略に言及するのみで、本論での主たる批判対象として向き合うのを避けられた。また、なぜか時政論として最後に発表した論文「北条時政の上洛」（この論文も含めて、本紀要に既発表の北条氏に関する拙論は、以下すべて「旧稿」と表記する）も、参照されていないようで不審に思っている。

とはいえ、高橋氏の指摘された個々の論点については、今後の研究に資するためにも、可能な限り逐一根拠を示しながら、お応えすべきであろうと考える。そこで、以下、高橋氏の示された疑点に沿いながら、私見に対する誤解を解き、むしろその補強につとめたいと思う。

注

- (1) 「『京武者』の東国進出とその本拠地について―大井・品川氏と北条氏を中心に―」（京都女子大学宗教・文化研究所『研究紀要』第一九号、二〇〇六年）・「伊豆北条氏の周辺―時政を評価するための覚書―」（同 第二〇号、二〇〇七年）・「北条時政の上洛」（同 第二五号、二〇一二年）。
- (2) 高橋秀樹「挙兵前の北条氏と牧の方の一族をめぐって」（『国史学』第二三八号、二〇一三年）。
- (3) 拙稿「武士論 武士はどのようにして出現したのか」（岩城卓一ほか編著『論点日本史学』ミネルヴァ書房、二〇一二年）・同「武士の性格―中世武士像は多様である―」（歴史科学協議会編『歴史の「常識」をよむ』東京大学出版会、二〇一五年）。
- (4) 杉橋隆夫「北条時政の出身―北条時定・源頼朝との確執―」（『立命館文学』五〇〇号、一九八七年）・同「牧の方の出身と政治的位置」（上横手雅敬監修『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九四年）。
- (5) 拙稿「伊豆北条氏の周辺―時政を評価するための覚書―」、山本みなみ「北条時政とその娘たち―牧の方の再評価―」（『鎌

倉』第一一五号、二〇二三年。

(6) 五味文彦『絵巻を読む 歩く 『春日験記』と中世』(淡交社、一九九八年)。

(7) 個々の論文については、拙著『北条時政』巻末の参考文献欄を参照されたい。

## 一 在庁官人制の問題

高橋氏は、先に刊行された『対決の東国史2 北条氏と三浦氏』(吉川弘文館、二〇二二年)で、鎌倉末期の護良親王が時政を「伊豆国在庁」と蔑んだことをとりあげて、この「在庁」が官人とは異なる下位の存在であることを指摘し、また、このたびの論文では、時政の祖父時家を「伊豆介」とする系図の記事は令制で伊豆に介の存在しないことを知らない後世人による偽作の証拠であると述べている。そもそも令制(『養老令』『延喜式』)において、伊豆国の等級は下国なので介は置かれなかった。したがって、「在庁介」の存在も認められないとする。おのずと時政の腹心(後述するように、私は弟とみる)時定の父を「北条介時兼」とする『吾妻鏡』建久四年二月(一一九三)二十五日条の記事も否定するのだろうか。

しかし、伊豆で地名(名字)を冠した「介」を称したのは北条氏だけではない。「狩野介」・「工藤介」は『吾妻鏡』、『平家物語』をはじめとする典籍類に頻出しており、後者については『山槐記』治承四年九月七日条に「工藤介茂光が「薰藤介用光」の表記で登場する。<sup>1)</sup>伊豆の場合、地名を冠して表記される「介」は「伊豆介」にほかならず、後世に編纂された系図に「伊豆介」と注記された人物がいることをもって、その系図の史料価値を性急に否定するのは躊躇されるべきであろう。

たしかに国衛における「在庁」と「官人」は本来区別されるものであったが、十二世紀末段階の史料を見る限り、両者は一体のものとして「在庁官人」と一括されており、さらにそれを「在庁」と表記することも一般に行われていた。<sup>(2)</sup>『吉記』養和元年八月二十三日条にみえる「伊予国在庁川名（河野）大夫通清」がその具体例である。さらに時代の下る「護良親王令旨」の文言をもって、時政の実像を評価するのは疑問である。そもそも、「三浦介」・「千葉介」などという称号は、三浦氏が相模介、千葉氏が下総権介という在国司職を世襲したことを前提にした名乗りであり（知行国主ないしは受領の交代毎の補任ではあるが）、令制の国司制度とは別物なのである。<sup>(3)</sup>また、武蔵国留守所惣檢校職を帯しながらも『吾妻鏡』には一貫して通称の「次郎」で表記された畠山重忠と同様に、「北条四郎」と称された時政についても在庁官職を帯していたことは否定できないのである。

次章でも触れるが、『源平闘諍録』は北条時政の祖父を「北条介」に婿入りした伊勢平氏系の時家とする。そして『野津本北条系図、大友系図』は時家に「伊豆大介 北条四郎 伊豆国住人」と注記している。高橋氏の論に従えば、単なる後世の系図作成者の無知に基づく虚構として片付けられるべきことになるのだろうが、しかし「大介」も国衛における権益を表明する職名として十三世紀半ばの史料に現れることは無視できない。<sup>(4)</sup>また、高橋氏は「権守」を国衛在庁官人と理解されているようだが、それらは「諸国権守」の成功に応じて得たものとみるべきで、住国に対応する例はほとんどみられないものであり、このことも、私がこれまでに再三指摘してきたところである。<sup>(5)</sup>

時政の「在庁」の問題に関わって、どうしても触れておかなければならないのは、松本周一・村田正志・森幸夫氏の紹介した『吉口伝』に見える吉田（藤原）経房と時政の關係についての逸話であろう。<sup>(6)</sup>すなわち、伊豆を経房が知行していた時、在庁の時政が「奇怪事」を犯して「召籠」られた。しかし、時政はこの時の経房の「行迹」に「甘心」することがあり、後にその行状を頼朝に語ったことから、頼朝が経房を「憑申」す理由になった——という

話である。

これを前提として、森氏は、『尊卑分脉』に「伊豆弁」とあることから、経房の兄信方と経房が伊豆守をつとめた久安四年（一一四八）から死去する久寿二年（一一五五）まで知行国主であり、その後は経房に継承された、②伊豆守在任中の経房が在庁官人であった時政を甘心させたという話から、この出会いがのちに経房が関東申次となる伏線となった、という興味深い見解を示された。<sup>7)</sup>

これに対して、岡田清一氏は、光房が「伊豆弁」であったことをもって伊豆の知行国主とみることを不安視し、高橋氏は経房が知行国主となったことを疑問視し、呉勇一氏は、経房の玄孫にあたる経藤が『吉口伝』を書いた甘露寺隆長の兄定房に語ったというこの話が経房を顕彰するための後世の創作であるとして森説を批判した。<sup>8)</sup> こうした発言に対して、森氏は基本的に自らの見解を維持し、むしろその裏付けとなる事実を語る新史料を発掘されている。私信をもつての御教示であるのだが、重要な事実の紹介を含むので、以下、そのまま引用させて頂く。<sup>9)</sup>

私が『吉口伝』により、北条時政Ⅱ在庁官人とみる根拠としたのは、①光房が伊豆を知行国とし、経房も伊豆守としてその地位を継承したとみられること、②吉田経藤の口から経房と時政とのやりとりが語られたことにあります。

①については、光房が「伊豆弁」と呼ばれたのは、やはり彼自身が伊豆の知行国主であったからだと考えるのが最も自然だと思われます。拙文発表後、光房が伊豆土肥・部田（戸田カ）郷を所領とし、両地が経房の弟定長―重長へと相伝されたことを示す文書を見つけました。（創立八十周年記念 古典籍下見展観大人札目録』九六頁、東京古典会、一九九一年、未活字）。光房の伊豆知行の傍証となるものと思います。また、経房の伊豆守在任が九歳から十六歳までと低年齢なことが指摘されていますが、父光房が死去した時には十二歳であり、

低年齢といっても右も左も分からない年齢ではありません（例えば、近衛基平は十歳から日記を書き始め、朝廷の公事を奉行しています）。実際の国務は光房以来の目代が行ったのでしようし、姉の夫中山忠親や妻の父平範家のサポートもあつたものと考えられます。保元三年、経房は伊豆守から安房守に転任しますが、これは範家の子義範との相博であることも示唆的だと思います。

②については、経藤その人がどのような人物であつたのかが重要だと思います。弘長二年、経藤は庶兄経任に超越されたことにより、出家してしまうのですが、家文書を相伝していた吉田家の家嫡でした（ただし文書は焼いてしまったとされています）。経藤は決して世捨て人となつたわけではなく、同母弟経長の『吉統記』や『実躬卿記』にもその姿が見え、吉田定房の乾元二年の『大理秘記』（『年報中世史研究』24）一四四頁、一九九九年）には経藤が来て、経長の任大納言を賀しており、定房は経藤について「深執家事之人也」と記しています。吉田家のことをいろいろと気にかけていたようです。また『吉口伝』（九四三頁）引用の定房の正安二年の日記には、経藤に対して吉田家の先例についていろいろと問い合わせている記事があります。彼は故実に通じていたといえます。このような経藤が、荒唐無稽な経房と時政との作り話をするとは思えません。この情報のソースは不明なのですが、私は経藤が、経房の後継者とされた祖父資経（経房の孫）から聞いたのではないかと考えています。資経は経藤が十三歳になるまで生きていましたから、このような想定も可能であると思います。つまり、経房↓資経↓（為経）↓経藤↓定房のように伝えられたのではないかと考えております。

以上が私の現在の考えであつて、基本変わっていません。ただ時政は北条家の傍流とみるべきであつて、本流は北条介時兼―時定だと考えております。時政を一国棟梁的な存在とみることは懐疑的です。

なおついでに述べておきますと、「伊豆弁」については、光房の子孫である、万里小路時房の日記『建内記』

文安四年十一月十日条に「伊豆弁殿御遠忌」とあり、『尊卑分脈』の記載の正しさを裏付けることができます。森氏は時政を北条氏の嫡流とは考えていないとのことであるが、私はむしろ『吉口伝』のエピソードから、彼が北条氏嫡流であった可能性の高いことを読み取れるように思う。頼朝拳兵以前から院近臣の経房と親交のあったことが、京都守護として畿内軍政に関わりえた背景としても重要な意味を持つことは「旧稿」で縷々述べたところである。<sup>(10)</sup> ちなみに、私も、頼朝拳兵以前において、時政ないし北条氏を伊豆の一国棟梁的な存在とは理解していない。

## 注

(1) 令制では、「介」の置かれぬ中国の等級の国でも、加賀の「富樫介」や周防の「大内介」の存在は有名であり、安房にも「介大夫」を称する相摸人（在地有力者）が存在した（『古記』承安四年三月十一日条）。なお、高橋氏も『対決の東国史』2 北条氏と三浦氏』の中で、「狩野介」「工藤介」の存在を述べており、にも拘わらず当時の伊豆国に「介」が在しないとするのは不審である。

(2) 十二世紀には在庁と官人が一体視されていたことは、夙に義江彰夫氏の指摘するところであった（同氏「荘園公領制の形成と在庁官人体制」『鎌倉幕府地頭職成立史の研究』東京大学出版会、一九七八年）。しかし、そもそも「在庁」と「官人」の違いは時代や国によって異なる（渡辺滋氏の御教示による）。

(3) 任用国司としての「介」から「在庁介」への移行過程については、周防国を対象にした渡辺滋氏の研究が具体的に参考になる。同氏「平安期における周防国の地域有力者と国衙機構―任用国司としての関わり―」（『山口県地方史研究』第一二八号、二〇二二年）・「古代の多々良氏から中世の大内氏へ―国衙在庁の中央出仕とその後―」（『山口県立大学学術情報』第一六号、二〇二三年）・「平安期における周防国の地域有力者と国衙機構―国衙在庁との関わりを中心に―」（同）。



- (4) 建長元年(一二四九)八月十日「関東御教書」(『鎌倉遺文』七二〇六号)。なお、渡邊浩貴「三浦佐原一族の本拠と造寺活動」(神奈川県立歴史博物館「総合研究 岩戸満願寺遺跡の研究―三浦半島における鎌倉時代寺院の瓦―」二〇二三年)を参照。ちなみに、大介をテーマにした研究としては、飯田悠紀子「大介考」(『学習院史学』第四号、一九六七年)があるが、これは知行国制度の視角から「国司庁宣」の署判について検討したもので、本稿に関わる大介に対する考察は、古く明治三十六年(一九〇三)二月に刊行された『國學院雜誌』第九卷第一号以下に連載された山本信哉「介を守といひ守を大介ともいふ考」が参考になる(坂口太郎氏の御教示による)。
- (5) 東国における事例は皆無であろう。なお、この私の指摘に対して工藤敬一氏は、多くは買官の職であったことを認めつつも、諸国の在庁官人が「権介」を称する時、「権守」がその上に立つものとして在地最有力の勢力が好んで私称したという可能性を示し(九州における荘園公領制の成立と内乱)補注「『荘園公領制の成立と内乱』」思文閣出版、一九九二年)、青山幹哉氏は、令制の権守が混在する可能性を留保しつつ、私見に与する旨を述べている(「中世武士における官職の受容」『日本歴史』第五七七号、一九九六年)。ちなみに、中世の農民や芸能民の称した「権守」については、黒川正宏「権守について」(『日本歴史』第一五〇号、一九六〇年)を参照されたい。
- (6) 松本周二・村田正志『吉田定房事蹟』(『村田正志著作集 第3巻 續々南北朝史論』思文閣出版、一九八三年、初出は一九四〇年)、森幸夫「伊豆守吉田経房と在庁官人北条時政」(『季刊ぐんしよ』再刊第八号、一九九〇年)。なお、松本・村田著については坂口太郎氏の御教示による。
- (7) 森幸夫「伊豆守吉田経房と在庁官人北条時政」。
- (8) 岡田清一『北条義時』(ミネルヴァ書房、二〇一九年)、高橋秀樹『対決の東国史2 北条氏と三浦氏』(吉川弘文館、二〇二一年)、呉座勇一『頼朝と義時』(講談社、二〇二二年)。

(9) 二〇二三年四月七日付のE・メール添付文書(末尾の「ついでに述べておきますと」以下は同月九日付E・メール本文)。

一部アラビア数字の表記を漢数字にあらためさせて頂いた。なお、私信での御教示にもかかわらず、このような形での公開を了解して下さった森氏の御厚意に対し、記して感謝申し上げる次第である。

(10) 拙稿「北条時政の上洛」。

## 二 北条氏の系譜をめぐる問題

『源平闘諍録』の北条系図は「北条介」(伊豆北条氏)に婿入りした時家の出自を示したものであって、彼を婿とした「北条介」の系譜とは別に考えなければならぬ。今日伝えられている北条氏の系図は婿入り前の時家の系譜ではなく、鎌倉に拠点を有していた平直方から伊豆に展開して「北条介」を名乗るに至った系譜を語るものである。

ちなみに、『源平闘諍録』の北条系図は時家の父を貞時とし、さらに貞時の父を盛基とする。そこに至る系譜は他の系図ともほぼ一致して不審はなく、貞時は『尊卑分脈』にも盛基の子として所見する。盛基については、信濃守であったことや京中の五条烏丸に宅を有したことが『中右記』元永元年(一一一八)閏九月九日条の記事から明らかである(『源平闘諍録』の北条系図に盛基を「美濃守」とあるのは「信濃守」を誤ったものであろう)。

一方、『尊卑分脈』に貞時の子として見える貞義は、中条家本『桓武平氏諸流系図』には盛基の子としてあげられている盛時の子として見えている。そして、『中右記』の記事から、貞基は左兵衛尉に補任された後、従五位下に叙されたことが分かる。<sup>(1)</sup>すなわち、系図間に異同はあるものの、そこに付された官位を踏まえても、『源平闘諍録』の北条系図の貞時に注記された「兵衛大夫」に疑問は認め難いと思われる。

〈盛基・貞時の系図所見〉

『源平闘諍録』



中条家文書『桓武平氏諸流系図』



『尊卑分脈』



『源平鬪諍録』の史料としての性格や『平家物語』諸本における位置づけについては、福田豊彦氏や国文学サイドからの研究が重ねられているが、そこにしか見られない独自の記事は、むしろ史料として高い価値を持つように受けとめられる。しかも、北条氏に婿入りしたという時家については、原形が鎌倉後期の成立であることが明らかで、しかも「源平鬪諍録」とはまったく関係のないところで作成された北酒出本『源氏系図』に整合する記事が存在するのであるから、それが事実である蓋然性は相当高いものとみななければならない。佐々木紀一氏の所説が高く評価される所以である。<sup>(3)</sup>

高橋氏は『源平鬪諍録』に文章で記された世系を素直に系図化して論じられているが、つとに福田豊彦氏が述べておられるように、この部分の記述、すなわち貞盛流の忠盛に至るまでの扱いは乱暴といえる程に簡略化され、混乱の見られることは一見すれば明らかである。<sup>(4)</sup>系図化はそのことを踏まえておこなわれるべきであって、ここで私は福田氏が常識的な理解に基づいて作成した系図に拠っていることを確認しておきたい。

また、婿入りや猶・養子関係を訝しくとらえる向きも多いようだが、家業の継承を要請されるこの時代には広く認められる現象であり、家の継承が、男系血統のみで行われる発想にとらわれていると違和感をもたれるのかも知れない。<sup>(5)</sup>ところが、時政の時代の伊豆を例にとっても、京都・西国から赴任あるいは移住して在地の有力武士の娘との間に子をもうけたり、所領を分与されて在地化したり、また、実質的な女系による家の継承が行われていた例もみとめられるのである。<sup>(6)</sup>

つぎに、私が北条時政の父を時兼、時定を彼の弟と結論づけた理由について述べたい。高橋氏が批判の対象とされた拙稿の関連部分を精読して頂ければ了解頂けると思うのだが、まず、いくつか存在する北条氏系図そのものの史料評価を前提にしていることを指摘しておきたい。すなわち、近年になって学界に紹介された中世成立の複数の

系図を比較検証して考察を加えたもので、決して単純に多数決的な方法をとったわけではないということである。その結果として、時政の父については時兼・時包（『源平闘諍録』は、その誤写と思われる「時色」、すなわち「トキカネ」であることは明白であり、時定が『吾妻鏡』に時兼の子とされ、一般に当時の東国武士が、主に父子・兄弟間で在京と在地の活動を分業していること、そして、両者の年齢からすれば、時政が兄として在地支配を担い、弟の時定が在京したと想定されるという結論に到達したのである。

杉橋隆夫氏が時定を伊豆北条氏の嫡流とみたのは、こうした検討を行うための情報や一族間分業に対する認識がなかった段階の研究環境によるものであろう。したがって、『吾妻鏡』に時政の父が記されていない点については、別の角度から考えるべきことなのである。その点については、近年、『吾妻鏡』に対して中世文学の「物語論」的な側面から検討を加えている数本勝治氏や鎌倉幕府の政治史理解を前提にした書誌的考察を進めている藤本頼人氏の研究などから学ぶべきところがあるかも知れない。<sup>8)</sup>

そして、伊豆北条氏の評価については、なによりも、戦後の領主制論に立脚した北条氏を小土豪とする見方が、それを克服しようとしている拙論に反対する意見の背景になっていることを押さえて欲しいところである。高橋氏の批判も、明らかに旧来の発想の枠にとどまっている。

注

(1) 盛基や貞基に限らず、伊勢平氏庶流の史料所見については、拙稿「院政期における伊勢平氏庶流——平家論」の前提作業——（京都女子大学宗教・文化研究所『研究紀要』第一六号、二〇〇三年）・「同 補遺」（同 第一七号、二〇〇四年）を参照されたい。

(2) 福田豊彦「源平鬪諍録」その千葉氏関係の説話を中心として」(『東京工業大学人文論叢』創刊号、一九七五年)、福田豊彦・服部幸造全注釈『源平鬪諍録』上・下(講談社学術文庫、一九九九、二〇〇〇年)、早川厚一「源平鬪諍録」と『千集抄』(『名古屋学院大学論集(人文・自然科学篇)』第二三卷第二号、一九八七年)など。

(3) 佐々木紀一「北酒出本『源氏系図』の史料的価値について」(『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』第二七号、二〇〇〇年)、同「北条時家略伝」(『米沢史学』第一五号、一九九九年)。

(4) 福田豊彦「源平鬪諍録」その千葉氏関係の説話を中心として、福田豊彦・服部幸造全注釈『源平鬪諍録』上の四〇頁以下。なお、時家が婿入りした「北条介」に至る系統を示すと、以下のようになる。

中条家文書『桓武平氏諸流系図』(時家を聖範の子とする)

貞盛——維将——維時——直方——維方——聖範

『尊卑分脉』(時家を聖範あるいは時直の子とする)

貞盛——維将——維時——直方——聖範——時直(或本無シ)

ちなみに、野津本『北条系図、大友系図』・野辺文書『北条系図』では時直に「和田四郎」と注記し、その子に時家を配している。

(5) 青山幹哉氏は、鎌倉期(中世前期)の系図の在り方について、相伝と出自という次元の異なった論理によって作成されたことを論じておられる(『中世系図学構築の試み』『名古屋大学文学部研究論集』一一六・史学三九、一九九三年)。本稿で問題にしている北条系図でいえば、婿入りした時家の系譜を記録したのは出自の論理、平直方の子孫として伊豆に進出した歴代を記録したのは相伝の論理に基づくということになるであろうか。

(6) 石井進「曾我兄弟と東国の武士団」(『日本の歴史』第二二卷 中世武士団)小学館、一九七四年)、拙稿「流人の周辺」(拙

著『増補改訂 中世東国武士団の研究』戎光祥出版、二〇二二年、初出は一九八九年）参照。

(7) 杉橋隆夫氏は、時政の父を時兼とする系図について、後世の付会として片付けているが（「北条時政の出身―北条時定・源頼朝との確執―」、それらの系図は比較的史料価値の高いものばかりであり、佐々木紀一氏も、その可能性を完全に否定できないものとしている（「北条時家略伝」注（13））。

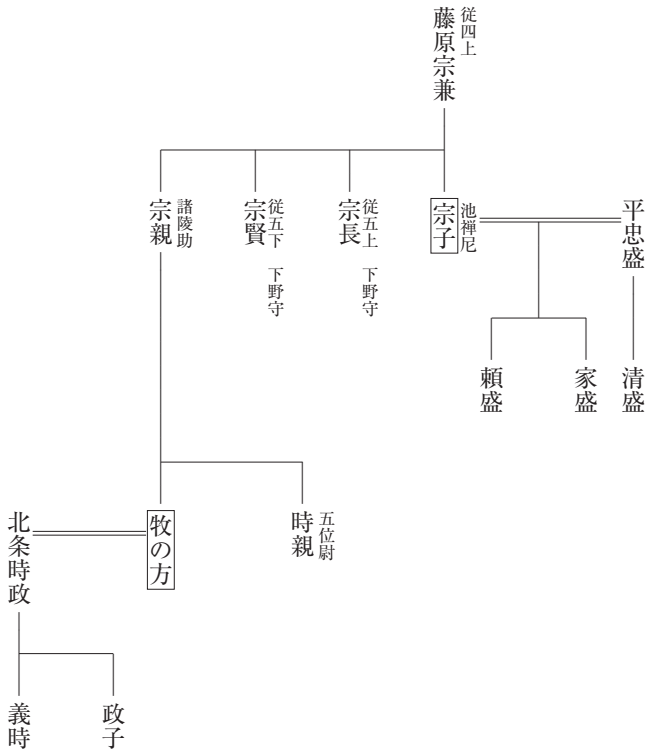
(8) 藪本勝治『吾妻鏡』の合戦叙述と〈歴史〉構築（和泉書院、二〇二二年）、藤本頼人「『吾妻鏡』の作為をめぐって」（『本郷』第一六七号、二〇二三年）。

### 三 牧の方の出自をめぐる問題

北条時政の妻・牧の方が池禪尼の姪にあたるという杉橋隆夫氏の所説は、大方の承認を得られており、私もそのことを前提にして論を進めてきた。しかし高橋氏は、池禪尼は「諸大夫」家の出身だから、牧の方がその姪であるならば、彼女の父の宗親が同じ「諸大夫」身分である平頼盛に仕えることはあり得ないと述べ、牧の方を侍身分の在地領主の娘である、とする。

これに対して、私はまず平頼盛を「諸大夫」身分とは捉えていないことを述べておきたい。周知のように頼朝拳兵前の段階において、平家一門は多くの公卿を輩出している。頼盛も正二位権中納言に到っており、重盛の子息たち「小松殿の公達」と呼ばれていたことは周知の事実であろう。池家も頼盛の子の世代までは公達の身分を維持していたことは明らかである。だから、もし牧（大岡）<sup>①</sup>宗親が諸大夫身分であったとしても、池家に祇候するのを不審とすることは出来ない。

〈杉橋説に基づく牧の方関係系図〉





宗親の帯びた官職からも考えよう。『愚管抄』（巻第六）によれば、「大舍人允」、そして「武者ニモアラズ」という。これに対して、池禪尼の兄弟にあたる宗親は『尊卑分脈』に「諸陵助」とある。この両者が同一人物であるか否かが当面の課題となる。

まず、前者（以下、Aとする）は「武者ニモアラズ」という記事から、武士の可能性を排除したくなるが、『吾妻鏡』に宗親は「牧三郎」（寿永元年（一一八二）十一月十日条）↓「牧武者所」（文治元年（一一八五）十月二十四日条）として登場する。そして、その子息とされる時親は建仁三年（一一一三）に「判官」、翌元久元年に備前守として所見する。これを見ると、両者の官職は一人物の昇任過程とみるに相応しい。そこで私は、『吾妻鏡』に所見する宗親の記事は時親を誤ったものとみて、彼が武者所↓判官（衛府尉・檢非違使）↓備前守という官歴をたどったと考えたのである。高橋氏はこれを「まったくの見当はずれ」と評されたが、宗親は牧の方の父であるから、それが政子に仕え、しかも頼朝から髻を切られるような処分を受けたことを記す寿永元年の記事は時親を宗親と誤ったものと見ざるを得ないのではなからうか。以後の記事もこれをうけた誤謬と考えるべきであろう。

なお、五味文彦氏が述べているように、時親は頼朝挙兵以前、宇治の近くにあった「御園」の沙汰人をつとめていたことが知られる（『山槐記』治承三年（一一七九）二月八日条）。さすれば、『愚管抄』に慈円が「武者ニモアラズ」と述べたのは、「武士ではない」のではなく、武骨な存在ではないという意味に過ぎないのかもしれない。<sup>②</sup>一方「大舍人允」については、かなり時代を遡るものの、武者所と同一階層の滝口から補任された例がある（『御堂関白記』寛仁元年（一一〇一）正月二十四日条）。<sup>③</sup>ただ、諸史料に見える宗親や時親の官職は、明らかに「侍」身分のものである。

つぎに後者、池禪尼の兄弟の宗親である（以下、Bとする）。『尊卑分脈』によると、彼の父宗兼は「従四位上修

「理権大夫」であるから、高橋氏の引用した『官職秘抄』にある通り、歴とした「諸大夫」層の中級貴族である。具体的な官歴を調べると、天永元年（一一一〇）頃に少納言、保安元年（一一二〇）頃に近江守、ついで和泉守に任じ、大治四年（一一二九）正月に従四位下に叙せられたことが分かる。<sup>4</sup>

しかし、院政期は院<sup>2</sup>治天の君による恣意的な人事も行われていた。例えば後白河院の近臣平信業は安元二年（一一七六）の段階で従四位上大膳大夫の官位を有するまさに「諸大夫」身分の貴族となっていたが、その経歴を振りかえると、父は兵衛尉にすぎず、みずからは武者所・滝口を経て、衛府尉となって検非違使官旨を蒙り、その後、馬助・権頭・受領を歴任したのだという（『吉記』寿永元年（一一八二）七月十五日条）。父の時代までは衛府尉止まりの「侍」であった身分を「諸大夫」に上昇させているのである。特殊な例ではあるが、スタート時点の身分はAと変わらない。『尊卑分脉』に従うならば、宗親の諸陵助同様に彼の兄弟たちの官途も受領止まり、つまり「侍」諸大夫」身分である。また、『愚管抄』（巻第五）には池禅尼について「イヒシラス程ノ女房」と述べられている。日本古典文学大系本の頭注（二五一頁）によると、それは「言うに足らぬ、身分の低い」女房ということになるようだ。とすれば、池禅尼の家は「中閔白家」の流れとはいえず、十二世紀前半の頃、身分的には諸大夫と侍層のグレーゾーンに位置するような存在だったものと見てよいのではなからうか。<sup>5</sup>

こうした事実を前提にA・Bが同一の人物であるのかどうか、再検討してみたい。高橋氏は、大舍人允からは民部丞や衛府尉に昇任するが、これらは侍身分の官職であり、諸陵助は『職原抄』に「良家の子」が任じられるとあり、『職原抄』から「良家の子」とは「諸大夫」を指すことが分かるので、AとBは階層の違う別人であるとする。理屈ではその通りだが、しかし、『官職秘抄』と『職原抄』は一世紀半も時代の隔たった故実書である。それを一緒にして使用するのには慎重であるべきであり、また官衙の違いによって「良家の子」の対応する官職の異なること

を無視している。<sup>(6)</sup>さらに、高橋氏は「衛府尉は侍層の典型的な官職」で「檢非違使尉は原則として侍身分だった」と言うが、『玉葉』には「源氏・平氏の習い、諸大夫と雖もみな衛府に任ず」（養和元年（一一八一）八月六日条）とあるから、平安末の貴族社会の実態とはずれた理解をもつて論じていることがうかがえるのである。<sup>(7)</sup>

じつは五味文彦氏の紹介した『春日権現験記絵』巻八には、牧宗親に比定される「大舍人入道」を「その頃人に知られたりける侍」としているのである。したがって、彼が「侍」身分に属していたことは歴然なのだが、問題なのは、その「大舍人入道」が中納言源雅頼の子で興福寺の学僧であった範雅の（乳母父ではなく）歴とした養父とされていることである。雅頼は村上源氏の現役公卿である。僧とはいえ、侍身分の者がその子息を養子としていることに注目したい。宗親がBと同一人物なら、その家系からも説明がつくようにも思われるが、この時代、厳然たる身分秩序の存在を前提としつつも実態はかなりフレキシブルであったものと見なくてはならない。また、五味氏が、牧宗親の知行する大岡庄が八条院領で、雅頼や平頼盛が八条院に祇候していたことを指摘していることも重要であろう。<sup>(8)</sup>かくして、AとBを別人とすることはできず、杉橋説の成り立つ可能性は否定できないこととなる。

こうした場合、歴史学の実証作業においてとるべき方法は、傍証をもとに蓋然性を探ることである。しかし、その作業は、牧の方が池禅尼の姪であることを最初に提唱した杉橋隆夫氏によってほとんど尽くされているように思われる。文治四年（一一八八）の春日社参詣、実朝の結婚相手の選定の際の活躍、娘たちの上層貴族との婚姻等々である。杉橋氏の論に対しては、発表された当初、東国武士に対する領主制論的理解に呪縛されていた（北条氏を小土豪と見る）研究者からは身分的に釣り合わないという理由により、同意しがたいという意見が出されていたように記憶するが、その後、都鄙の人的交流に関する実態究明が進んだことで理解が深まり、ようやく通説としての地位を確立するに至ったものである。とりわけ五味文彦氏が『春日権現験記絵』巻八に登場する「大舍人入道」を

牧宗親に比定した論は、宗親と平頼盛、源雅頼、さらに興福寺僧とのつながりも解明しており、『源平闘諍録』の記す北条氏の系譜と北酒出本『源氏系図』の記事の整合を補強する傍証を提供することになったと思う。

なお、当時の坂東には河内源氏の一族のような「諸大夫」身分の者ばかりか、源頼朝拳兵に際して、下総の千葉氏によって討たれた千田庄領家判官代藤原親政のように「公達」身分の一族も在地にあった事実の知られることを付け加えておきたい。<sup>(9)</sup>

また、高橋氏は宗親や時親が「牧」とか「大岡」という名字を持つことについて、それを在地領主<sup>11</sup>侍であることの根拠にしているが、駿河国大岡庄(牧)の経営のために在地に下ることが多ければ、「牧」ないしは「大岡」の呼称で呼ばれても不合理はないだろう。平治の乱後、流罪となった源頼朝を援助するために武蔵国比企郡に郡司として下向した「前掃部允藤原某」が、「比企掃部允」と呼ばれるようになったのと同様である。伊豆にあった頼朝の周辺で活動していた藤原盛長(藤九郎)の子の景盛や大中臣惟平(中八)も、地頭職を与えられて、その地と鎌倉の往復が頻繁になると「安達」とか「由利」の名字で呼ばれるようになったことは、『吾妻鏡』に記すとおりである。<sup>(10)</sup> 京都周辺でも、源姓足利氏の一族で八条院に祇候していたと思われる義清が「矢田判官代」と呼ばれている。<sup>(11)</sup> したがって、名字(「牧」宗親の子が「大岡」時親と呼ばれているように「家名」というほど定着・制度化したものではない)の有無をもって、京都との関係の強弱を論ずることは出来ないと考ええる。牧の方の「牧」は一家一門における池家や小松家の「池」・「小松」と同じように評価すべきものではあるまいか。

そして、牧の方が東国生粋の在地領主の娘と言いがたいことの傍証として最後に紹介しておきたいのは、彼女の一族の『閑谷集』作者が、京都を「故郷」と恋うる人物であったという事実である。<sup>(12)</sup> もはや議論の余地はないであろう。

## 注

- (1) 佐々木紀一「池殿の末裔」〔『國語國文』第六九卷第一〇号、二〇〇〇年〕参照。
- (2) 『吾妻鏡』建久六年（一一九五）三月十日条には、「牧武者所（時親）」が東大寺供養に臨む源頼朝の行列に隨兵として甲冑を身につけて騎馬で供奉したことが見える。
- (3) 武者所については、米谷豊之祐「院武者所考―白河・鳥羽兩院政期を中心として―」（時野谷勝教授退官事業会編『日本史論集』清文堂出版、一九七五年）、滝口については、土屋光裕「滝口の武士、その創設と中世的展開」〔『紫苑』第一九号、二〇〇二年）を参照されたい。なお、かつて永井晋氏は仁安三年二月、八条院の挙申で高倉天皇の滝口に補せられた藤原宗親を牧宗親に同定したことがあったが（同氏「平安末期の武士の任官について」『埼玉地方史』第一八号、一九八五年）、これは利仁流藤原氏を出自とする武士で（『尊卑分脈』第二篇三四七頁）、世代的にも、その後の官途からみても牧宗親と同一人物とすることはできない。
- (4) 角田文衛「池禪尼」（同氏『王朝の明暗』東京堂出版、一九七七年、初出は一九七四年）。
- (5) 青山幹哉氏は「平安末期には侍層から公卿層まで成り上がったものもあり、鎌倉初期にはまだ個々人の身分は一挙に流動化する可能性が存在した」と述べておられる（「中世武士における官職の受容」）。ちなみに、道隆流藤原氏が貴種の家格から下降していったことについては、金玄耿「平安貴族社会と「貴種」」（『史林』一〇〇巻四号、二〇一七年）、十二世紀後半に侍から諸大夫身分への階層移動が可能であったことについては、同「平安後期における武士の階層移動―越後城氏の事例を中心に―」（『日本史研究』六八二号、二〇一九年）を参照されたい。
- (6) 高橋昌明氏からの私信による御教示。高橋昌明氏は以下のようにコメントされた。「『官職秘抄』『諸陵助』では「良家子」を任ずべしとしているが、中務・治部・刑部・大藏・宮内の各省では「良家子等任之、近代諸家侍任之」とある。それは、

官衙の格は時代によっても変化し、任ぜられる人物の対応する家格にも変化が起こるからである。また、高橋秀樹氏は『職原抄』「式部丞」の項目から「良家子」は諸大夫と決めているが、『官職秘抄』「式部丞」の規定には「良家子」も諸大夫も見えていない。なお、『勘例』に「侍子孫称良家例」「侍子孫補所雑色并院官判官代例」「侍任諸司長官例」「侍任諸司助例」(以上、大日本古記録『勘例』下、二〇八〜九頁)の見えることも付記しておく。

(7) 高橋昌明『都鄙大乱―源平合戦の真実』(岩波書店、二〇二一年) 九一〜九二頁。

(8) 五味文彦『絵巻を読む 歩く』『春日権現験記絵』と中世。

(9) 『兵範記』仁平四年正月三十日条。玉井力『院政』支配と貴族官人層(同『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇年、初出は一九八七年) および拙稿「十二世紀における東国留住貴族と在地勢力―下総藤原氏」覚書(拙著『増補改訂 中世東国武士団の研究』戎光祥出版、二〇二一年、初出は一九八八年) 参照。

(10) 由利維平については、拙稿「出羽国由利郡地頭由利維平をめぐって―源頼朝政権と出羽国―」(京都女子大学宗教・文化研究所『研究紀要』第三二号、二〇一九年)を参照されたい。

(11) 拙著『源氏の血脈 武家の棟梁への道』(講談社学術文庫、二〇二二年) 補章「鎌倉殿」の必然性。

(12) 杉橋隆夫「駿河国大岡荘の領主権と政治的・文化的位置」(『立命館文学』第六〇五号、二〇〇八年)。

#### 四 地理・考古学的側面からの問題

私が中世成立期の東国武士研究において伊豆北条氏を取り上げたのは、その政治的な展開と共に、武士職能論で語られる生産・流通・都市といったキーワードに適合する空間に居を占めていたことによる。草深い東国に成長し

た武士たちが古代的権力に立ち向かって遂に中世の扉を開いていくという歴史理解を克服するための好個の素材に見えたからである。果たして北条氏は、伊豆でもっとも農業生産力が高い田方平野に進出して、国衙に近い水陸交通の要地に本拠を置き、特殊なネットワークをもって中央の政情にも明るく、且つ文化的な営為も顕著な存在であった。

しかし高橋氏は、田方平野には多くの武士たちが居館を設けており、北条の地は特に要地といえるわけではない。北条氏は出自も明らかならざる一小土豪に過ぎない存在だったとする①。そして、北条の地理・空間や北条氏亭跡発掘調査の成果に対する私の評価を否定されたのである②。

①については、田方平野に仁田・天野氏ら多くの武士たちが居館を設けているが、それぞれが狭小な田方平野を更に分割して領主として存在し、そこに居住する領民を武力として組織し、武士団を構成していたという訳ではない。それは中世後期的な武士認識である。

田方平野同様に交通の要地を占め、出自を異にする複数の武士が居館を設定した空間としては常陸国八田をあげることができる。この地の性格を分析した高橋修氏によると、ここは中世の町場と規定することができ、近隣在地領主の共生・競合の場であったという。そして、この地を名字地とした八田氏は周辺に独自所領を形成せず、町場そのものを基盤とした、いわば「長者」的な領主であったとする<sup>①</sup>。北条氏の場合は田方北条という所領を有する紛れもない在地領主だったと思われるが、高橋修氏のいう「町場」の空間を伊豆国の水陸交通を圧倒的な形で扼する田方平野になぞらえるならば、北条氏もまた「長者」的な領主として評価されるであろう。北条の地は田方平野のなかでは最上の要地であり、そこに本拠を設定した北条氏はまさに「長者」的な領主として評価されるべき存在だったと私は考える。鎌倉政権成立後、仁田氏や天野氏が時政の郎等の如く活動しているのは、時政が頼朝の舅として

得た立場によるものだけではなく、すでに拳兵以前の段階において時政が在地においてそれなりの権力を有する存在であったからであろう。

時政の権力基盤はやはり「在庁」であったことによるであろう。時政が伊豆の在庁官人として有力な立場にあったことは既に論じたところであるが、かなり決定的な傍証となるのが平治の乱で伊豆に流された源頼朝をその所領内と思われる「蛭ヶ島（蛭島郷）」に迎え、その監視役をつとめたという事実である。流刑者を預かり監視することとは後の「守護」に匹敵する立場にあった有力在庁の職務であったから、伊豆国衙における北条氏の軍事警察面における立場を表象する事実といえるのである。なお、頼朝が拳兵した際に動員した武力が数十騎程度に留まることをもって北条氏を小武士団とする見方もされるようだが、国衙に対する武力蜂起に公然と軍勢を動員できる訳はない。それは実に皮相的な評価といわざるをえないだろう。動員できる武力の多寡は、平時には身分や權威・権力によるだろうし、まして内乱期においては時の政治情勢に大きく左右されたのである。

話を伊豆北条の地理的評価に関する問題に戻そう。高橋秀樹氏はこの地をさほど交通上の要衝として評価されていないからである。この問題については、伊豆近隣の博物館で活躍されている複数の研究者に御意見をうかがった。簡条書ぎに掲げた以下の見解は、その方たちからの御教示に基づくところが多いことを明記しておく。

- (1) 高橋氏は北条館周辺を、狩野川流通の要衝とはいえないとするが、考古学サイドの評価（発掘報告書の遺跡概要）とは齟齬する。そもそも、この時代の武士の多くが河川交通の流通拠点・要衝に本拠を設定するという認識は、地域の武士の研究において前提として共有されなければならないことである。北条館周辺は複数の武士の拠点が置かれる流通の適地と見做すのが適当である。

- (2) 高橋氏は狩野川河川交通を「材木」のみに収斂して論述されているが、北条館跡からは、河口の沼津香貫山



と同じ瓦が発見されており、出土する多くの貿易陶磁器は狩野川を遡って流入したものであると考古学的知見から理解されている。狩野川流域の広範な流通関係を認めるべきである。

(3) 先行研究では当然ながら北条氏邸周辺を狩野川流域にいくつもある要衝のうちの一つであると想定しているのであって、北条の地だけが突出した要衝であったといっているわけではない。<sup>4)</sup> 沼津周辺の河口部一帯の重要性は勿論のこと、狩野介がいたと思しき狩野川と大見川の合流地点も重要なポイントだと思われる。

主に狩野川水運に関する指摘である。北条の地は川の湾曲部で流れが穏やかだから人や物資の積み下ろしに適していると思うが、伊豆半島は地形変動のほげしいところであり、<sup>5)</sup> その上、狩野川は流路の変更もあったと考えられるから、近世の史料から中世の具体的な状況を把握するのは無理があるように思う。

高橋氏は陸路についても私見を批判している。湯山学・岡田清一氏らの先学は頼朝拳兵時に西相模の武士たちが北条に集結する際、走湯山（現、熱海市）の結果を「往反路」にしたという事実（『吾妻鏡』治承四年八月十九日・十月十八日条）をもって、走湯山を交通の要衝として評価したのであるが、<sup>6)</sup> 氏はこれを修験者の道と解してその評価を相対化した。北条の地と伊豆東海岸の間の往来は三島から箱根を越える東海道箱根路が主要ルートであったから、この点からも北条は交通・流通の要衝とは言い難いとするのである。たしかに、鎌倉幕府の恒例行事となった二所詣のルートにもなっていない。しかし、それは大軍が行列を整えて進むようなケースであって、日常的な人や物資の移動とは切り離して考えるべきであろう。

この伊豆東海岸と十二世紀前半頃に北条氏が本拠を置くに至った伊豆国府に近接する田方郡との関係について、確たる根拠には欠けるものの、興味深いのは、いくつもの北条氏系図に時政の二〜四代前に「阿多見（阿多美）（四郎）禪師聖範」ないし「和田（輪田）四郎時直（時方）」が見えることである。聖範の「阿多見」は熱海に相違なく、

禪師を称しているから出家していたことになる。そうすると、そこに位置する走湯山との関係が想定できる。和田は走湯山の南方に現在地名で「熱海市和田町」があり、ここに比定してよいであろう。ここを東流する「熱海和田川」は伊豆半島北部中央の尾根に属する玄岳（標高八〇〇メートル）のあたりに発して相模湾に至る。

つとに茨木一成氏が論じられているところだが、系図（第二章注（4）参照）と伊豆の地理的情報を照らし合わせると、伊豆北条氏の成立については、——北条氏の祖とされる平直方は東国における拠点を相模国鎌倉に置いていたが、ここを婿の源頼義に譲った後、その子孫は東国における拠点を相模国西部から伊豆国に移し、在庁官人として登用されるに至って、国府至近の田方郡へ本拠を求めた。——という過程が想定されることになるのではないだろうか。「禪師」を称した聖範の存在を考えると、走湯山との関係も浮かび上がってくる。たしかに走湯山は鎌倉幕府草創の頃より北条氏の事実上の支配下であり、走湯山膝下の「熱海郷」は先に見た聖範の名乗りからして北条氏の「根本所領」の一つであった可能性がある。<sup>⑧</sup>

一方、田方郡における北条氏の存在形態については既述の通りだが、さらに付け加えると、『吾妻鏡』には、田方郡内の南条などと並列した「北条」と、より広域的なエリアを示すと思われる「北条郡」の二つの表記が見えており、後者こそが北条氏の支配圏で、そこには「北条小那温泉」（仁治元年九月八日条）や頼朝の流刑地と伝わる「蛭島」（養和元年二月十八日条）、義時の居た「江馬」（建久四年九月十一日条）、頼朝上洛の際に留守の兵士役を課せられた「寺宮庄」（建久元年九月二十一日条）なども含まれていたという可能性も指摘できるのである。<sup>⑨</sup>

つぎに、北条氏亭跡から検出された考古学的資料に対する評価の問題について触れておきたい。伊豆北条氏亭跡に関する考古学的知見と、それに対する中世考古学研究の先行地域（平泉・鎌倉）の研究者や文献史学の研究者による評価が一般に向けて最初に発信されたのが、「旧稿」でとりあげた『月刊歴史手帖』第二三巻第九号（小特集「伊

豆の葦山の中世を読む」、一九九五年）であったと思う。当時の伊豆北条氏に対する通説的な理解は「小土豪」一色であったから、とくに文献史学の研究者による発掘調査の成果に基づく北条氏に対する評価は抑制的にならざるを得なかったものと推測される。その意味で、藤原良章氏の「北条氏を一地方武士とのみ捉えるのはやはり相当な過小評価ということになるであろう」（『伊豆葦山円成寺遺跡と中世東国史をめぐって』同誌掲載）という発言は重く噛みしめる必要があると思うのである。

また、高橋氏は十二世紀後半段階における京都系「手づくねの土器」・高級船載陶磁器の出土を北条氏ではなく、頼朝の居住によるものという理解を示されているが、流人頼朝が平泉藤原氏に勝るとも劣らないような求心性や経済力を持ちうる事情についての説明はなされていない。在庁官人が流人を婿に迎える事例をみると、その在庁官人は流人の監視を担当しうるような実力をもつ有力者なのである。<sup>10</sup> たしかに拳兵以前から頼朝のもとに京都の権力や文化と関係の深い人物が集まってきたことは私自身の指摘したところであるが、<sup>11</sup>それが考古学的な遺物に反映されるほどのことになるとはとても思えない。やはり、頼朝を迎えた北条氏の実力に負うべきものと考えるのが至当なのではないだろうか。

注

- (1) 高橋修「常陸守護」八田氏再考―地域間交流と領主的秩序の形成―（『地方史研究協議会編『茨城の歴史的環境と地域形成』雄山閣、二〇〇九年）。
- (2) 拙稿「流人の周辺」（拙著『増補改訂中世東国武士団の研究』、初出は一九八九年）。
- (3) 田辺旬「鎌倉幕府成立後の源頼朝と伊豆国」（『鎌倉』第一〇三号、二〇〇七年）参照。ちなみに、十二世紀後半頃、伊豆

国衙における軍事警察権は、ともに「介」を称した工藤氏と北条氏が担っていたものと思われる。工藤氏については、平家全盛期にその庶流である伊東氏がその族長的立場を占め、本来嫡流であった狩野氏が「工藤介・「狩野介」を称しつつも、その権力を喪失する状況にあったと思われる。頼朝挙兵の大きな背景として銘記されるべきであろう。

(4) 池谷初恵「中世の伊豆と相模―鎌倉時代の武士本拠地の様相から―」(神奈川県埋蔵文化財センター編『令和2年度考古学セミナー』となりのくくに」と相模」同センター、二〇二〇年)。

(5) 『百練抄』宝治元年(一二四七) 正月十二日条には「此間風聞云、伊豆国長十二町弘八町、自十余町行去、其跡如湖水云々と見える。大きな地震によって、大規模な地盤沈下が生じたのであろう。

(6) 湯山学「伊豆・箱根(二所)の地獄谷と鎌倉極楽寺忍性」(『鎌倉』第四二号、一九八三年)、岡田清一「鎌倉幕府と伊豆走湯山」(『鎌倉』第五九号、一九八九年)。湯山論文には、鎌倉末期、ここに閔所が置かれたことが示されている。

(7) 茨木一成「一〇・一一世紀東国における一豪族の歴史」(『史泉』第一六・一七合併号、一九五九年)。  
(8) 『静岡県史』通史編2 中世 第一編第二章第三節「得宗政権下の駿遠豆」(寛雅博執筆) 一九九七年。

(9) 「旧稿」で紹介した北条氏系図のうち「正宗寺本「先代一流」」は、時政の祖父として掲げる時兼に「原木四郎大夫」、その弟の時綱に「南条」と注記する。この系図の史料評価は低いが、原木(棘木)・南条はともに北条周辺の地名として「吾妻鏡」(治承四年八月十七日・文治五年六月六日条)に所見することを付記しておく。なお、福田以久生氏は、文治五年六月六日条に田方郡内の行政区割としてあげられている「南条・北条・上条・中条」を狩野荘内の条名としているが(『伊豆国』網野善彦ほか編『講座日本荘園史5 東北・関東・東海地方の荘園』吉川弘文館、一九九〇年)、誤認であろう。

(10) 在庁官人が預かっていた流人を婚に迎えた例として「前少将」時家(平時忠の子息) ↓上総権介広常、親鸞 ↓三善氏の例を挙げることが出来る。なお、親鸞については平雅行「親鸞の配流と奏状」(早島有毅『親鸞門流の世界―絵画と文献か

らの再検討」法藏館、二〇〇八年）参照。また、渡邊俊氏は、流人の配所への連行が在京活動を展開している武士によって行われていたことに注目している（同氏「中世前期の流刑と在京武士」（福岡女子大学国際文理学部紀要『文藝と思想』第八〇号、二〇一六年）。

（11）拙稿「流人の周辺」。

### おわりに

以上、高橋秀樹氏からの批判にこたえる形で伊豆北条氏および牧の方について再び考えてみた。なお、北条氏と伊東氏の関係などは、直接「旧稿」に触れることではないので、別の機会に論じたい。<sup>①</sup>

頼朝拳兵以前の北条氏は、領主としての規模は小さいが重要な地点を押さえ、中央権力との繋がりの強い存在であったことを再確認できたと思う。北条氏を素朴な「小土豪」とする理解には、「鎌倉幕府は清貧な東国武士が血と汗を代償にして構築した」というような、旧態依然とした領主制論的な発想が染みついているのではないだろうか。

北条氏の出自・系譜について、私は、いくつもの傍証史料や様々な検討の積み重ねの上に蓋然性を固め、事実に近いと判断されたことを提示したつもりである。運慶への造像依頼などの事実から文化受容の面からの評価も無視できない。牧の方のステイタスについても、文献史料に記された彼女の行動や大岡庄に関係する文化財調査の成果から、相当な示唆が得られるはずである。<sup>②</sup>

本稿執筆に際して、高橋氏による私見に対する批判をどのように評価されるか、同学の研究者から御意見をうか

が<sup>(3)</sup>つてみた。その回答の一端は本論でも紹介させていただいたが、共通したのは、高橋氏が十二世紀から十三世紀初めに至る激動の時代を固定的・静止的に捉えすぎているのではないかということであった。たとえば諸大夫と侍の境界の問題など、故実書に示された制度の原則のみに目を奪われず、諸史料から具体的な事例を集めて、実態に即した結論を提示すべきであろう。

ちなみに、高橋氏は頼朝挙兵以前から政子の妹（阿波局）と頼朝の弟全成が婚姻関係を結んでいたことを述べておられる。もし、そうであれば北条氏の評価のみならず、頼朝挙兵のバックグラウンドそのものの従来の理解が大きく崩れることになるだろう。根拠とされたのは『吾妻鏡』文治元年十二月七日条の藤原公佐についての記述である。しかし、『尊卑分脈』によれば、公佐室となったのは全成の息女であり、それならば従来の理解に整合する<sup>(4)</sup>。この記事（諸本によって文言の異動もある）は編纂時における情報の付加によるものとみるべきであろう<sup>(5)</sup>。大きな問題なのでとくに指摘しておく次第である。

また、高橋氏は私見を批判した論文の末尾に【付記】を加え、脱稿後に刊行された拙著の冒頭に掲げた伊豆北条氏小土豪説への疑問（① 時政が他の御家人を圧してなぜ上位に立つことができたのか。② 政子がなぜ頼朝の正室でい続けることが出来たのか）に対してコメントされている。それは、①↓時政の権力確立は専ら鎌倉殿の外祖父になったことに起因する。②↓政子は当初から同居していたので頼朝の身分上昇とは関係なく正妻であり続けた、というものである。

これに対する回答を述べる。①↓については、本論でその前提を再確認したところである。②↓については、高橋説に従えば、北条氏に類似した存在形態を示す比企氏の出身で、頼家の乳母子であり、妻となって一幡・竹御所を産んだ若狭局も同様ということになるだろう。しかし、頼家の子を産んだ女性としては賀茂重長女「辻殿」（父

母共に源氏一門）や法橋昌寛女（御台所）が知られており、いずれも正室の資格をもつ存在であったと思われる。頼朝の場合も、貞暁を生んだ「大進局」は高松院非藏人朝宗の娘、仁和寺姫御前を生んだ「大宮局」は出自不明だが、ともに諸大夫クラスの出身と見做される妻があった。さらに、頼朝と藤原秀衡の娘との婚儀の約諾がなされたという情報も存在したことを考えると（『玉葉』養和元年五月二十一日条）、当初から同居したというだけでは、政子が一貫して確実に頼朝の正室として遇される立場にあったとはいえないように思う。高橋氏は当時の家族制度を前提にして私見を批判するが、それは官職制度の批判と同様に「森を見て木を見ない」教条主義的な捉え方によるのではないだろうか。

それにしても、旧稿への批判にこたえる中で新しい課題をいくつか見いだすことも出来た。率直な批判の応酬は裁判における訴陳と同様に、真実にせまる最善の方法である。同学諸賢には、さらなる御批判をお願いしたい。

## 注

(1) 十二世紀末における伊豆伊東氏については多くの研究があるが、研究視角において新鮮さを感じるのは保立道久氏の所論である（『院政期東国と流人・源頼朝の位置』同氏『中世の国土高権と天皇・武家』校倉書房、二〇一五年）。ただし、保立氏は「伊東」氏を「伊藤」氏としており、この点が訝しい。

(2) 池谷初恵「伊豆国・駿河国における北条氏館周辺の様相―願成就院跡と大岡荘の寺院跡―」（『河越館の会シンポジウム報告書』河越館の会、二〇一五年）、裾野市教育委員会編『富沢原・千福馬場添 大畑・桃園入ノ洞 一般国道二四六号裾野バイパス埋蔵文化財発掘調査報告書』（裾野市教育委員会、一九八九年）、加藤秀行『貴重な郷土資料『閑谷集』を読む』（私家版、二〇一四年）、瀬谷貴之・野口実対談「仏像から見る東国武士の社会」（『芸術新潮』第七三卷第七号、二〇二二年）。

(3) お一人お一人のお名前を挙げることはしないが、心から御礼を申し上げたい。

(4) 石策竜喜「鎌倉武士の婚姻形態についての一試論―男女の出会いの場としての將軍御所の役割を中心として―」（義江彰夫編『古代中世の社会変動と宗教』吉川弘文館、二〇〇六年）註（1）参照。

(5) 元久二年六月二十二日条に、この日生まれた北条義時の男子（政村）について「左京兆是也」、建長四年七月四日条に、この日生まれた安達義景の女子（北条時宗室・貞時母）に「号堀内殿是也」とあるのは（岩田慎平・藪本勝治氏の御教示による）、書式における本文と分注の違いに検討の余地はあるものの、その類例とみてよいと思う。

(6) 頼家の妻と子女については、藤本頼人『源頼家とその時代 二代目鎌倉殿と宿老たち』（吉川弘文館、二〇二三年）を参照されたい。

(7) 大宮局については、笈雅博「続・関東御領考」（石井進編『中世の人と政治』吉川弘文館、一九八八年）・森幸夫「源頼家発給文書の考察」（北条氏研究会編『北条氏発給文書の研究』勉誠出版、二〇一九年）を参照されたい。

受付日 令和五（二〇二三）年十月四日 採用日 令和六（二〇二四）年二月七日

〈キーワード〉

鎌倉幕府 東国武士 北条時政